

農林水産省木材利用推進計画の実績について（令和2年度実績）

令和4年4月1日

農 林 水 産 省

農林水産省では、「農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定、令和4年4月最終改定）に基づき、木材利用の拡大に取り組んでいるところであり、今般、同計画の規定に基づき、令和2年度の実績について次のとおり取りまとめたので、公表する。

なお、農林水産省木材利用推進計画については、令和3年4月及び令和4年4月に改定を行ったところであるが、本取りまとめは、令和2年度当時の同計画に基づく取組の実績を取りまとめた。

1 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設

○ 対象施設における実績

新築等における木造化や新築又は模様替えにおける内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

① 新築等における木造化

木造率は、全体では50%、農政局では100%、森林管理局では71%、独立行政法人では0%となった。

区分	新築等数	うち木造化が困難であると判断されるものを除いた数	うち木造	木造率	木材使用量	うち国産材 (国産材率)
農林水産省本省	0	—	—	—	—	—
農政局	13	2	2	100%	154.9m ³	152.2m ³ (98%)
森林管理局	7	7	5	71%	125.8m ³	124.8m ³ (99%)
施設等機関等	3	0	0	—	—	—
独立行政法人	5		0	0%	—	—
計	28	14	7	50%	280.7m ³	277.0m ³ (99%)

注1：新築等数には、雑屋建(焼却炉上屋、温室等)の数は含まない。

注2：施設が必要とする機能等の観点から、木造化が困難であると判断される施設(頻繁に消毒液を使用し衛生的に管理する必要がある検疫所等)については、木造率算定の対象外とする。



豊沢ダム管理事務所（岩手県花巻市）



東北森林管理局盛岡森林管理署紫波森林事務所（岩手県紫波郡紫波町）

② 新築等又は模様替えにおける内装等の木質化

木質化率は、全体では 36%、農政局では 36%、森林管理局では 80%、独立行政法人では 5%となった。

区分	新築等又は 模様替え数	うち内装等 の木質化	木質化率	木材使用量	うち国産材 (国産材率)
農林水産省本省	1	1	100%	0.2m ³	0.2m ³ (100%)
農政局	14	5	36%	157.4m ³	153.2m ³ (97%)
森林管理局	10	8	80%	144.4m ³	142.4m ³ (99%)
施設等機関等	3	3	100%	0.4m ³	0.1m ³ (25%)
独立行政法人	22	1	5%	7.3m ³	—
計	50	18	36%	309.7m ³	295.9m ³ (96%)

注：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



動物検疫所神戸支所荻藻検疫場会議室
(兵庫県神戸市)



桜ノ宮合同庁舎近畿中国森林管理局
(大阪府大阪市)

2 農林水産省関係補助事業における建築物等の施設

○ 補助対象施設における実績

補助対象施設における木造化や内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

① 木造化

補助対象施設における木造率は、全体で54%となった。

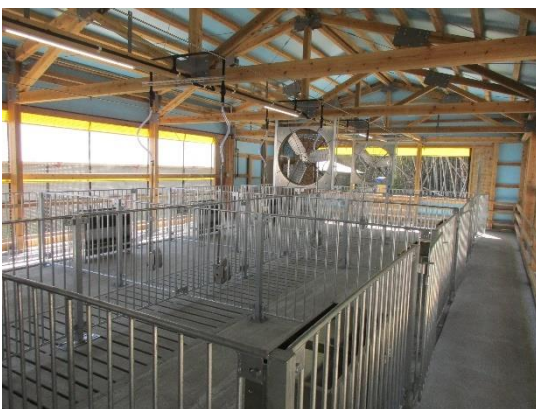
区分	新築等数	うち木造	木造率
生産局	12	9	75%
農村振興局	19	10	53%
林野庁	26	14	54%
水産庁	4	0	0%
計	61	33	54%

② 内装等の木質化

補助対象施設における木質化率は、全体で62%となった。

区分	新築等又は模様替え数	うち内装等の木質化	木質化率
生産局	12	9	75%
農村振興局	20	12	60%
林野庁	27	18	67%
水産庁	4	0	0%
計	63	39	62%

注：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



家畜飼養管理施設（鹿児島県始良市）
[強い農業づくり交付金] ※木造化



末吉中央公民館（鹿児島県曾於市）
[林業・木材産業成長産業化促進対策交付金]
※木造化



御波地区宿泊研修施設（島根県海士町）
[農山漁村振興交付金] ※木造化



道の駅かさま（茨城県笠間市）
[農村漁村振興交付金] ※内装等の木質化

3 農林水産省関係公共土木工事における工作物及び施設

○ 公共土木工事における実績

事業における木材の使用量や工作物及び施設の木製の割合の実績は、以下のとおりである。
※都道府県への補助事業を含む（地方単独事業は含まない）。

① 事業における木材の使用量

木材の使用量の基準値（平成 22 年度～24 年度に実施した工事費 1 億円当たりの木材使用量の平均）に対する倍率は、全体では 0.6 倍、生産局では 1.6 倍、農村振興局では 0.8 倍、林野庁では 0.6 倍、水産庁では 0.5 倍となった。

部局	木材使用量(m ³) (A)	工事費総額 (億円) (B)	工事費 1 億円当たり の木材使用量(m ³) (C) = (A) / (B)	基準値(m ³) (D)	(C) / (D)
生産局	4	0.01	400	243	1.6
農村振興局	153,363	4,433	35	46	0.8
林野庁	117,489	2,041	58	99	0.6
水産庁	329	10	33	67	0.5
計	271,185	6,484	42	69	0.6

② 工作物及び施設の木製の割合

(ア) 柵工

木製の割合は、全体では54%、生産局では1%、農村振興局及び林野庁では100%、水産庁では0%となった。水産庁については、海沿いの転落防止柵であり、海水等による塩害が懸念されるため、ステンレス製品を使用した。

部局	施工量 (m)	うち木製 (m)	木製の割合	木材使用量 (m ³)
生産局	28,489	200	1%	4
農村振興局	1,678	1,678	100%	66
林野庁	31,943	31,812	100% (99.6%)	1,961
水産庁	401	0	0%	0
計	62,511	33,690	54%	2,031



木製安全柵（秋田県成瀬村）
[民有林治山事業]



転落防止柵（北海道別海町）
[国営かんがい排水事業]

(イ) 残存型柵

木製の割合は、全体では81%、農村振興局では100%、林野庁では98%、水産庁では0%となった。水産庁については、施工箇所が水中であったため、コンクリート製を使用した。

部局	施工量 (基)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
生産局	0	0	—	0
農村振興局	1	1	100%	128
林野庁	1,120	1,096	98%	30,689
水産庁	227	0	0%	0
計	1,348	1,097	81%	30,817



パネル式残存型枠（岩手県宮古市）
[民有林治山事業]



丸太残存型枠（長野県富士見町）
[国有林治山工事]

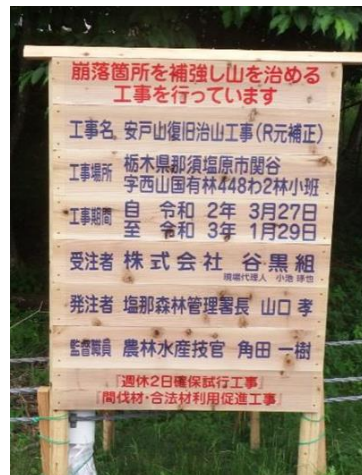
(ウ) 標識工

木製の割合は、全体では96%、農村振興局では100%、林野庁では97%、水産庁では87%となった。

部局	施工量（枚）	うち木製	木製の割合	木材使用量（m ³ ）
生産局	0	0	—	0
農村振興局	2,213	2,213	100%	137
林野庁	4,768	4,623	97%	1,043
水産庁	1,157	1,011	87%	281
計	8,138	7,847	96%	1,461



工所用掲示板（滋賀県東近江市）
[農業水利事業]



工所用看板（栃木県塩原市）
[国有林治山事業]

(エ) 視線誘導標

木製の割合は、全体で100%となった。全て林野庁での実績であった。

部局	施工量 (枚)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
生産局	0	0	—	0
農村振興局	0	0	—	0
林野庁	1,678	1,673	100% (99.7%)	37
水産庁	0	0	—	0
計	1,678	1,673	100% (99.7%)	37

4 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品

○ 対象物品における実績

備品における木製品の割合、消耗品における間伐材を使用したものの割合及び合法伐採木材等を使用したものの割合の実績は、以下のとおりである。

① 事務机

木製品の割合は、全体では16%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では4%、農政局では2%、森林管理局では91%、施設等機関等では19%となった。

部局	導入数 (個)	うち木製品 (個)	木製品の割合	非木製品 (個)
林野庁	8	8	100%	0
林野庁以外の本省	52	2	4%	50
農政局	374	8	2%	366
森林管理局	64	58	91%	6
施設等機関等	31	6	19%	25
計	529	82	16%	447

② 会議机

木製品の割合は、全体では24%、林野庁以外の本省では2%、農政局では28%、森林管理局では100%、施設等機関等では40%となった。

部局	導入数 (個)	うち木製品 (個)	木製品の割合	非木製品 (個)
林野庁	0	0	—	0
林野庁以外の本省	204	4	2%	200
農政局	97	27	28%	70
森林管理局	49	49	100%	0
施設等機関等	35	14	40%	21
計	385	94	24%	291

③ 書 棚

木製品の割合は、全体では12%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では15%、農政局では1%、森林管理局では32%、施設等期間等では0%となった。

部局	導入数 (個)	うち木製品 (個)	木製品の割合	非木製品 (個)
林野庁	4	4	100%	0
林野庁以外の本省	20	3	15%	17
農政局	147	2	1%	145
森林管理局	74	24	32%	50
施設等機関等	34	0	0%	34
計	279	33	12%	246

④ コピー用紙

間伐材を使用したものの割合は、全体では99%、林野庁、林野庁以外の本省、農政局及び林野庁では100%、施設等機関等では76%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	7,671,500	7,671,500	100%	0
林野庁以外の本省	61,280,000	61,280,000	100%	0
農政局	119,845,325	119,653,825	100% (99.8%)	191,500
森林管理局	39,514,600	39,514,540	100% (100.0%)	60
施設等機関等	12,660,750	9,609,000	76%	3,051,750
計	240,972,175	237,728,865	99%	3,243,310



間伐材を使用した製品 (コピー用紙)

⑤ 業務用茶封筒

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では99%、林野庁、林野庁以外の本省及び農政局及び森林管理局では100%、施設等機関等では91%となった。

部局	導入数 (枚)	うち合法伐採木材等を使用したもの(部)	合法伐採木材等を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	47,780	47,780	100%	0
林野庁以外の本省	220,195	220,195	100%	0
農政局	886,375	886,375	100%	0
森林管理局	310,640	309,140	100%(99.5%)	1,500
施設等機関等	89,745	81,945	91%	7,800
計	1,554,735	1,545,435	99%	9,300

⑥ 名刺用紙

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では100%、林野庁、林野庁以外の本省、農政局及び施設等機関等では100%、森林管理局では99%となった。

部局	導入数 (枚)	うち合法伐採木材等を使用したもの(部)	合法伐採木材等を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	990	990	100%	0
林野庁以外の本省	257,700	257,700	100%	0
農政局	165,160	164,460	100%(99.6%)	700
森林管理局	28,260	28,060	99%	200
施設等機関等	26,650	26,650	100%	0
計	478,760	477,860	100%(99.8%)	900

⑦ フラットファイル

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では98%、林野庁、林野庁以外の本省及び森林管理局では100%、農政局では97%、施設等機関等では89%となった。

部局	導入数 (枚)	うち合法伐採木材等を使用したもの(部)	合法伐採木材等を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	3,954	3,954	100%	0
林野庁以外の本省	19,999	19,999	100%	0
農政局	122,193	117,979	97%	4,214
森林管理局	91,975	91,975	100%	0
施設等機関等	10,559	9,345	89%	1,214
計	248,680	243,252	98%	5,428



間伐材を使用した製品（フラットファイル）

⑧ チューブファイル

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では98%、林野庁、林野庁以外の本省、農政局及び森林管理局では100%、施設等機関等では76%となった。

部局	導入数（冊）	うち合法伐採木材等を使用したもの（部）	合法伐採木材等を使用したものの割合	その他の製品（冊）
林野庁	728	728	100%	0
林野庁以外の本省	4,077	4,077	100%	0
農政局	17,059	17,024	100% (99.8%)	35
森林管理局	11,457	11,457	100%	0
施設等機関等	2,280	1,730	76%	550
計	35,601	35,016	98%	585

⑨ 印刷物

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では72%、林野庁及び森林管理局では100%、林野庁以外の本省では70%、農政局では97%、施設等機関等では40%となった。

部局	導入数（部）	うち合法伐採木材等を使用したもの（部）	合法伐採木材等を使用したものの割合	その他の製品（部）
林野庁	43,695	43,695	100%	0
林野庁以外の本省	3,662,904	2,579,954	70%	1,082,950
農政局	730,624	705,750	97%	24,874
森林管理局	23,960	23,950	100% (100.0%)	10
施設等機関等	368,471	147,704	40%	220,767
計	4,829,654	3,501,053	72%	1,328,601

⑩ 各種会議における飲料

間伐材を使った飲料用紙製缶（カートカン）を使用したものの割合は、全体では70%、林野庁では92%、林野庁以外の本省では78%、農政局では0%、森林管理局では95%、施設等機関等では69%となった。

部局	導入数（本）	うち間伐材を使用したもの（本）	間伐材を使用したものの割合	その他の製品（本）
林野庁	277	255	92%	22
林野庁以外の本省	2,614	2,030	78%	584
農政局	1,562	0	0%	1,562
森林管理局	3,280	3,100	95%	180
施設等機関等	481	330	69%	151
計	8,214	5,715	70%	2,499



間伐材を使用した製品（カートカン）

5 木材利用の推進のために必要な取組と実績

項目	具体的取組
需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備	<p>大口の需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等に加え、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材の安定供給を促進する。</p> <p>（実績）</p> <p>地域材を利用した木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築や木材産業の競争力強化に資する木材加工流通施設の整備を支援。</p> <p>また、需要に応じた品質・数量の地域材を安定的・効率的に供給する体制の構築を図るため、原木供給可能量の拡大、協定取引の推進、原木の受入規格の調査の実施等を含めた構想の実現等に向け民有林と国有林が連携した協議会を設置。また、各森林管理局において、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む</p>

	<p>合板・集成材工場等と協定を締結し、それに基づいて間伐材等の国有林材を安定的に供給するシステム販売を実施。</p>
	<p>木材製品の規格化の推進等により木材の調達を容易化を図る。</p> <p>(実績)</p> <p>JAS構造材の利用促進を図るため、JAS構造材の供給、又は活用の拡大等に意欲を有する事業者の登録・公表の取組を支援するとともに、JAS構造材を活用して実証的に建築した場合、JAS構造材の調達費の一部を支援する取組を実施。</p> <p>これまで公的な規格がなかった接着たて継ぎ材についてJAS規格を制定した。</p>
<p>木材需給のマッチングに向けた取組</p>	<p>国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会を活用し、木材需給のマッチングを図る。</p> <p>(実績)</p> <p>川上から川下までの事業者の連携によるサプライチェーンマネジメント推進フォーラムを全国12地域(既存7地域及び新規5地域)で設置し、流通の各段階における事業者のマッチングに向けた取組を支援。併せて、需給情報等の共有化を促進するためのシステムの構築を支援。</p>
<p>木材利用に係る技術開発</p>	<p>需要者ニーズに対応しつつ、木材の特性を活かした加工技術の開発、新商品の開発等の取組を推進する。</p> <p>(実績)</p> <p>中高層建築物等におけるCLTや木質耐火部材等の利用拡大に向けた技術開発等を支援するとともに、製材需要の創出に向けた技術開発等を支援。</p>
<p>木造と他の構造との間の総合的比較評価</p>	<p>木造とRC造等他の構造との間の建設コストや省エネルギー効果、健康面への影響等にかかる総合的比較評価を実施する。</p> <p>(実績)</p> <p>木造と非木造のコスト比較を試算した結果や木造建築物等の健康面への効果等の周知を実施。</p>
<p>土木分野における木材利用の促進</p>	<p>地盤改良用木杭や残存型枠等の全国的な普及等を通じて土木分野における木材利用を促進する。</p> <p>(実績)</p> <p>土木分野における木材利用を促進するため、地盤改良用木杭及びコンクリート型枠用合板について、実証結果の周知等を実施。</p> <p>木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。</p>

	<p>(実績)</p> <p>林野公共事業における木製構造物に関する歩掛等を公表して活用を促進。(木製構造物の施工歩掛は、標準歩掛 42 工法、暫定歩掛 172 工法)</p>
木材利用推進に関する人材育成	<p>耐火建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わることができる設計者等を育成する。</p> <p>(実績)</p> <p>中大規模建築物の木造化・木質化に必要な知見を有する設計者・施工者等を育成するため、セミナーや情報発信等の取組を支援。</p>
木造化等に関する情報の収集・提供	<p>一般流通部材を活用する等して低コスト化を図った施設や、メンテナンス性の向上に配慮した施設等の優良事例に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。</p> <p>(実績)</p> <p>価格・品質競争力を持つ一般流通部材を活用した低層非住宅・中大規模木造建築物について、実績のある設計者・施工者の情報の公表など、木造化等に関する情報の普及活動を支援。</p>
木材利用推進に関する具体的な説明の実施	<p>関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。</p> <p>(実績)</p> <p>6月に各森林管理局及び都道府県の設計・積算等担当者を対象に設計・積算等説明会を開催し、木製構造物に関する歩掛等について説明・周知するとともに、木材利用推進の取組を依頼。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実績)</p> <p>各森林管理局が都道府県の協議会等と連携し、国の機関や地方公共団体に対して、木材の利用拡大に関する要請活動を実施。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実績)</p> <p>森林管理局及び森林管理署等が都道府県や市町村等の関係機関に対し、各種会議や協議会、意見交換等の機会に木材利用拡大に関する具体的な説明や市町村における木材利用推進方針の作成等を要請。</p>

<p>木材利用推進のための問合せ窓口による対応</p>	<p>農林水産省関係補助事業対象施設の木造化、内装等の木質化等を一層推進するために、木材利用推進中央協議会に設置された問合せ窓口により各種問合せに対応する。</p> <p>(実績)</p> <p>木材利用推進中央協議会に設置した問合せ窓口により、ホームページ等で紹介できる優良な木造施設の事例や間伐紙の入手先に関する照会等に対応。</p>
-----------------------------	---

6 今後の取組

- 令和3年10月1日に、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）が施行され、同法に基づく「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）が木材利用促進本部において策定された。この新たな基本方針に基づき、令和4年4月1日に、農林水産省木材利用推進計画を改定したところであり、同計画に基づき、自らが整備する公共建築物等において率先した木材利用に取り組み、木材利用促進本部の関係省とも連携し、民間建築物を含む建築物一般での木材利用の取組を牽引していく。
- 林野庁は、庁内はもとより、各局庁、地方組織、関係機関に対し、様々な場を活用し、改めて木材利用の意義、必要性を周知徹底する。
- 林野庁は、木材・木製品の利用事例、地域材を活用した公共建築物の優良事例、木造化のコスト分析結果や新たな技術開発成果について、各組織に対し積極的に情報開示を行いつつ、庁舎内等での木材利用のさらなる推進を図る。
- 林野庁は、取組の不十分な組織等に対して、事情を聴取したうえ、必要な改善策の検討・実施を求める。
- 各組織は、木材の利用がコストや技術の面で対応し難いと思われる場合、自らのみで判断することなく、農林水産省木材利用促進連絡会議事務局（林野庁林政部木材利用課）に相談して対応する。
- 契約担当部局は、単価契約の物品に必ず「合法伐採木材等を使用した製品」等を入れる。
- 林野庁は、合法伐採木材等を使用する業者、業界に対して、コスト低減、ニーズに合った製品づくり・供給を更に働きかける。また、各組織に対して製品等の情報提供を積極的に行う。
- 各組織は、農林水産省庁舎のリノベーションやオフィスレイアウト変更に当たっては、積極的に内装等の木質化や木製品の導入を推進する。
- 各組織は、公共建築物のみならず民間建築物での木材利用の促進に資するよう、自らが整備する公共建築物での木材利用の取組や木材利用の意義等について、積極的な情報発信を行う。